

産業用地開発に係る自然環境保全調査 ～自治体条例に基づく大規模行為届出制度への対応～

目的

環境影響評価法や条例に該当しない規模の産業用地や太陽光発電施設の造成にあたっては、環境アセスメントの手続きは不要ですが、自治体によってアセスメントに準ずる大規模開発行為に対する環境配慮上の制度が求められます。

例えば、愛知県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「大規模行為届出制度」があります。この制度は、開発予定地の自然環境をあらかじめ確認し、その結果等に基づく緑地の配置計画、自然環境保全上の配慮事項等についてあらかじめ届出するものです。20ha以上の開発行為（農地を含む）については、学識経験者による「自然環境保全調査」を実施し、重要な自然環境が確認された場合には、保全対策を講じた上で届出をすることが定められています。

また、「あいち生物多様性戦略2020」が平成25年3月に策定され、大規模な開発を行う事業者に対しても、「自然環境の保全と再生のガイドライン（平成25・26年度試行版）」に基づく、生物多様性への配慮（周辺の生態系との連続性に配慮した緑地の配置や地域の在来樹種による植栽など、事業の特性に合わせた配慮）が求められるようになっていきます。

当社では、予定地選定段階における事業リスクの回避・スムーズな事業の遂行を目的として、生育生息の可能性のある重要種を推定する事前調査（概況調査）を提案します。また、予定地確定段階の詳細調査（通年調査）において、調査に係るコスト縮減を見据えたコンパクトで効率的な調査を提案します。



内容

自然環境保全調査は、以下の内容について実施します。

◎事前調査（概況調査）

文献・資料調査、聞き取り調査、現地確認（1日程度）により、開発予定地の基礎的条件（土地利用、概略植生、水域の分布状況等）や、愛知県レッドデータブック掲載種等重要種の生育生息の可能性及び特異地形・特異地質・特異自然現象の分布する可能性を確認します。

◎詳細調査（通年調査）

事前調査により、開発予定地において「重要種等が生育生息・存在する可能性あり」と判断される場合には、学識経験者同行による通年調査を実施し、重要種等の状況を確認します。重要種等が確認された場合には、環境保全対策を検討し提案します。

技術ポイント

(1) 事前調査による事業リスクの回避

開発予定地において、重要な動植物や特異な地形・地質等が確認された場合には、それらに対して環境保全対策を検討し実施する必要があります。保全対策の内容や程度・コスト等はケースバイケースとなりますが、保全対策が困難な種や広い保全面積の必要な種、生息状況調査やモニタリング調査に長期間を要する猛

禽類などが生育生息する場合には、事業計画が制限される場合があります。

このような事業リスクを回避するため、当社の自然環境調査や保全対策に関する豊富な実績を活かして適期の事前調査を提案します。また、調査の際には、学識経験者を含む経験豊富な技術スタッフによる迅速な資料収集・とりまとめ、精度の高い重要種の推定を行い、スムーズな事業の遂行をサポートします。

(2) 効率的な詳細調査計画の立案

詳細調査は、開発予定地の地域特性や生育生息の可能性のある重要種の生態等を考慮し、極コストのかからない効率的な調査が重要となります。低コストで効率的な調査とするため、重点調査対象種をあらかじめ設定し、それらの確認に重点を置いた調査時期、調査手法、調査範囲等について計画立案します。

なお、計画立案は重点調査対象種のみでなく、他の重要種のフォローアップが可能な調査とします。



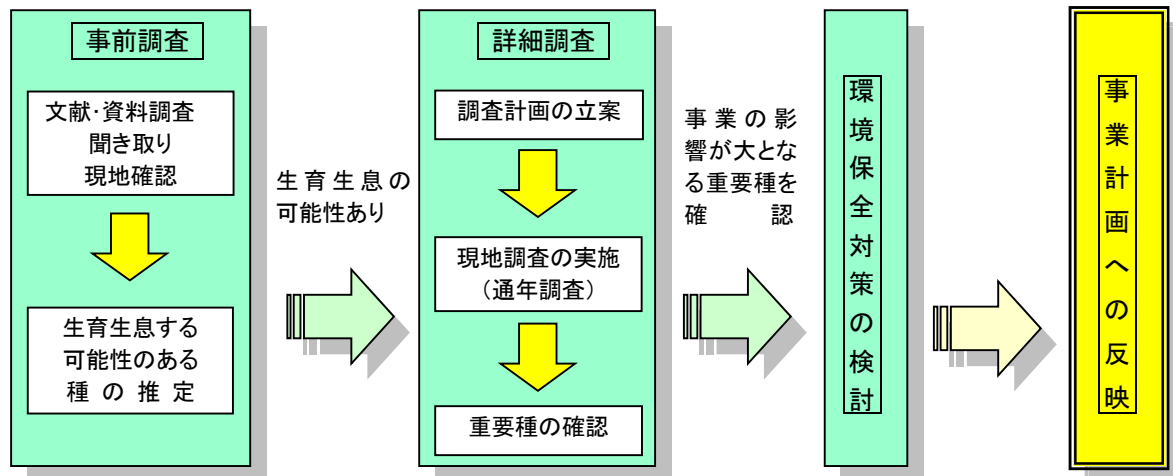
(3) 環境保全対策の提案

カスミサンショウウオの産卵場造成例

環境保全対策は、「回避」、「低減」、「代償」の基本的な考え方に基づいて検討します。

産業用地の開発は広域的な土地の改変が伴うという事業特性を考慮し、実施可能な実効的な環境保全対策を検討し提案します。

業務の流れ



※緑色部分は業務範囲を示します。

当社実績

- ・ 太陽光発電施設設置に係る自然環境調査業務（民間、平成 27～29 年度） 3 件
- ・ 市町村産業振興担当者のための産業用地開発の手引き作成ほか業務（愛知県、平成 20 年度）
- ・ 長久手中央土地区画整理事業に係る自然環境保全調査業務（長久手中央土地区画整理組合、平成 22～23 年度）
- ・ 産業用地開発に係る自然環境保全調査業務（稲沢市、平成 20～21 年度） ほか多数

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970)